本城寺ご遺骨お預かりサービス契約約款

第1条(目的)

本約款は宗教法人本城寺(以下、当山)が管理するご遺骨安置場(以下、安置場)の使用および管理に関して必要な事項を定め、その使用および管理が適切に行われることを目的とする。

第2条(安置場の使用)

- 1. 使用者は契約成立後、本約款第5条、6条、第7条、第8条の規定により契約が解除されない 限り、継続して使用する権利を有する。
- 2. 使用者は安置場を本来の使用目的以外の為に使用してはならない。
- 3. 使用者は当山の承諾を得ずに安置場を使用する権利を他人に譲渡してはならない。
- 4. 使用者は焼骨の埋葬許可書(火葬許可書)、および改葬許可書を提出しなければならない。

第3条(使用料)

- 1. 使用者は当山と協議の上、ご遺骨預かり料(以下、使用料)を契約締結後速やかに支払わなければならない。
- 2. 使用料は1霊につき1年間1万円を基準とし上限を設けない。
- 3. 物価の変動等により、当該時点における使用料によっては安置場の管理にかかる費用が賄うことが出来なくなった場合、またはその確実な見込みが生じた場合、当山は使用料を改定することが出来る。

第4条(安置場の管理)

- 1. 安置場の環境整備、管理については当山がその責任を負う。
- 2. 安置場の故障や欠損等が生じた場合、当山がその責任を負う。
- 3. 安置場内において起こる自然災害等の不可抗力による事故、または盗難等について当山はその責任を負わない。

第5条(使用者による契約の解除)

1. 使用者は書面をもっていつでも契約を解除出来る。

- 2. いかなる場合であっても使用者は既に支払った使用料の返還を請求することは出来ない。
- 3. 第1項の場合において、契約解除の日が属する年度の使用料およびそれ以前の年度の使用料が 納付されていない時は、使用者は当該年度の使用料を支払わなければならない。

第6条(当山による契約の解除)

使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当山は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行が無い時には契約を解除出来る。

- 1. 使用者が使用料を所定の期日までに支払わなかった場合
- 2. 安置場を本来の使用目的以外に使用した場合
- 3. 安置場の使用権を他人に譲渡した場合
- 4. 他の使用者、当山に対し迷惑行為があり、当山からの注意等によっても使用者の行為が改まらない場合

第7条(契約の終了およびこれに伴う措置)

- 1. 本契約は次に掲げる場合に終了するものとする。
 - (ア)第5条の届け出があった時
 - (イ)第6条の規定により契約が解除された時
- 2. 契約が終了した時は使用者であった者またはその祭祀継承者(次項および第4項において「元使用者等」という)は速やかに安置場に安置された焼骨等を引き取るものとする。
- 3. 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後1年を経過した場合には、当山は法令の規定による改葬手続きを経て、預けられていた焼骨等を合葬もしくは合祀することが出来る。位牌等については当山の法儀に則り、お焚き上げ供養する。
- 4. 前項の場合において当山は実費等を元使用者等に請求出来る。

第8条(使用者本人死亡の場合の措置)

- 1. 使用者本人が死亡し祭祀継承者がいる場合、祭祀継承者は契約を引き継ぐものとし、使用料の支払い義務を負う他、本約款の内容に従わなければならない。
- 2. 使用者本人が死亡し祭祀継承者がいる場合で、祭祀継承者が焼骨および位牌等を引き取る場合、本契約は第5条により解除されたものとする。

第9条(そ	の他)
-------	-----

本約款に定めの無い事項については、本約款の主旨を尊重し、使用者および当山の双方で協議し善処する。

以上につき使用者と当山、双方合意の上記契約を締結したので、これを証する為に本書 2 通を作成し署 名捺印の上、各自 1 通を保管する。

		令和	年	月	日
故人の名	名前				
使用者	住所				
	氏名	卸			
	連絡先(携帯可)				
保証人	住所				
	氏名	的			
	連絡先(携帯可)				

※引っ越しに伴う住所・連絡先の変更、使用者もしくは保証人の死去に伴う変更の際は必ずお知らせ下さい。

宗教法人本城寺 代表役員 田村 明啓 住所 群馬県富岡市富岡甲 890 電話 0274-62-0809